平成２３年（フ）第４６７号
石川県河北郡津幡町字潟端つ17番地32、従前の住所金沢市北安江１丁目８番12号
債務者　永松　和夫
1　決定年月日時　平成23年10月25日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月26日まで
金沢地方裁判所

平成２３年（フ）第４６８号
石川県河北郡津幡町字潟端つ17番地32、従前の住所金沢市北安江１丁目８番12号
債務者　永松　紀子
1　決定年月日時　平成23年10月25日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月26日まで
金沢地方裁判所

平成２３年（フ）第３７４号
山梨県甲府市貢川本町18番６号ハイツ中澤２―106
債務者　大塚　　繁
1　決定年月日時　平成23年10月24日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月26日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第３８０号
山梨県甲府市北新２丁目４番２―38号
債務者　小田切二郎
1　決定年月日時　平成23年10月24日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月26日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第３８３号
山梨県笛吹市芦川町鶯宿659番地
債務者　宮川　好文
1　決定年月日時　平成23年10月24日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月26日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第３９０号
山梨県山梨市落合702番地
債務者　佐野真紀夫
1　決定年月日時　平成23年10月24日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月26日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第３９６号
山梨県南巨摩郡富士川町鰍沢６番地１
債務者　渡邊　佳昌
1　決定年月日時　平成23年10月24日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月26日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第１３１号
長野県上田市国分680番地10
債務者　藤澤　米子
1　決定年月日時　平成23年10月25日午前10時40分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月26日まで
長野地方裁判所上田支部

平成２３年（フ）第３０７号
岐阜市下鵜飼1772番地６
債務者　古川　絹子（旧姓工藤）
1　決定年月日時　平成23年10月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月26日まで
岐阜地方裁判所

平成２３年（フ）第３２０号
岐阜市日野南７丁目３番３―201号　第２コーポ日野
債務者　髙島　忠男
1　決定年月日時　平成23年10月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月26日まで
岐阜地方裁判所

平成２３年（フ）第５２４号
岐阜県各務原市蘇原清住町１丁目70番地
債務者　西　　睦
1　決定年月日時　平成23年10月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月26日まで
岐阜地方裁判所

平成２３年（フ）第５２５号
岐阜県本巣郡北方町北方1857番地　Ｓ２―523、住民票上の住所岐阜市尻毛２丁目26番地　メゾンＳＳ―107号室
債務者　青木　拓見
1　決定年月日時　平成23年10月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月26日まで
岐阜地方裁判所

平成２３年（フ）第５２９号
岐阜市真砂町５丁目14番地　マサゴフードセンター
債務者　則竹　　昇
1　決定年月日時　平成23年10月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月26日まで
岐阜地方裁判所

平成２３年（フ）第５３４号
岐阜市領下字野畑1729　エステートアーク201号、住民票上の住所岐阜市城東通３丁目42番地１
債務者　児玉　朝夫
1　決定年月日時　平成23年10月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月26日まで
岐阜地方裁判所

平成２３年（フ）第８１号
岐阜県美濃加茂市西町８丁目98番地
債務者　瀬口貴代美
1　決定年月日時　平成23年10月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月26日まで
岐阜地方裁判所御嵩支部

平成２３年（フ）第１８５３号
名古屋市南区霞町66番地の１
債務者　坂倉　修三
1　決定年月日時　平成23年10月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月26日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第２４２１号
名古屋市守山区鳥羽見１丁目11番12号　クレフラスト新守山南Ｂ棟202号
債務者　田原　隆之
1　決定年月日時　平成23年10月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月26日まで
名古屋地方裁判所民事第２部